

【樫原市】

1. 許可基準

(1) 一般基準

一般基準は、許可地域の全域で、すべての屋外広告物の許可申請に対して適用される。

基準の種類	基準
美観上の基準	1 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美を害さないものであること。 2 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のものであること。 3 広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくすること。
危害防止の基準	1 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。 2 設置の方法が不完全で、風、雪、雨若しくは振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 3 信号機又は道路標識の効用を妨げないものであること。 4 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。
色彩の基準（マンセル表色系）	1 地色（背景・基調となる色）はR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とすること。地色以外（文字・図柄等）はR・YR・Y系は彩度12以下、RP系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とすること。 2 基準を超える彩度の色彩の使用は、合計30%以下とすること。
照明の基準	1 商業業務地エリア、沿道市街地エリア、大和三山眺望景観保全地区（第2種）においては、照明の色は淡色又は白色で、点滅速度をゆるやかにすること。可動式（回転灯、照射する光が動くもの）は禁止とする。 2 田園・住宅地エリア、専用住宅地エリア、自然風致保全エリア、大和三山眺望景観保全地区（第1種）においては、照明の色は淡色又は白色で、点滅しないこと。可動式（回転灯、照射する光が動くもの）は禁止とする。
可変表示式屋外広告物の基準	1 自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示する広告物又はこれを掲出する物件以外の電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えられることができる広告物（以下「可変表示式屋外広告物」という。）又はその掲出物件については、全てのエリア及び地区において設置を禁止するものとする。 2 可変表示式屋外広告物の設置に当たっては、次に掲げる措置を講ずるものとする。 （1）道路交通安全の妨げとならないよう、できるだけ道路及び信号機から離隔すること。 （2）周辺の景観に配慮し、できるだけ明るさを抑えること。 （3）表示時間は、当該設置される事業所等の営業時間内のみとすること。 3 設置数は1の事業所等につき1個以下とする。ただし、複合商業施設等の2以上の事業所等（屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の2以上の棟をなす建物における2以上の事業所等をいう。）は、これを1の事業所等とする。

(2) 地区及び種類ごとの基準

樫原市内の許可地域は、以下の全7種類に区分されている。

- ①商業業務地エリア ②沿道市街地エリア ③田園・住宅地エリア ④専用住宅地エリア ⑤自然風致保全エリア
 ⑥大和三山眺望景観保全地区（第1種） ⑦大和三山眺望景観保全地区（第2種）

屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、広告塔、広告板については、上記の地区区分ごとに基準がある。

塀垣広告物、電柱広告物、アーチ広告物、気球広告物、広告幕、立看板、はり札、はり紙は、全域共通の基準がある。

壁面又は敷地内の総表示面積を算出する際、可変表示式屋外広告物がある場合は、当該広告物の表示面積は4倍で計算する。

自立する広告物については、4m以下のものを広告板、4mを超えるものを広告塔と定義している。

10m以上の広告塔に対する行為については、景観法に基づく届出が別に必要となる。

① 商業業務地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/4以下
	総表示面積	・50㎡以下
	設置個数	・1個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	1壁面の設置数	・3個以下
	1壁面の表示面積	・60㎡以下かつ壁面の1/3以下

	1 広告物の表示面積	・ 2 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 5 m ² 以下
突出広告物	下端高さ	・ 車道上 4. 5 m以上、歩道上 2. 5 m以上
	上端高さ	・ 高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 2 / 3 以下
	突出幅	・ 道路を上空占有する場合は、壁面から 1 m以下かつ敷地境界から 0. 6 m以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	総表示面積	・ 1 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 1 m ² 以下かつ複数面の合計 2 m ² 以下
広告塔・広告板	上端高さ	・ 1 0 m以下
	表示面積	・ 1 面あたり 2 0 m ² 以下かつ敷地内の合計 3 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 5 m ² 以下かつ複数面の合計 7. 5 m ² 以下

② 沿道市街地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	【近隣商業地域、準工業地域、工業地域】 ・ 建築物の高さが 1 5 m以上の場合：高度地区の上限以下 ・ 建築物の高さが 1 5 m未満の場合：高度地区の上限以下かつ 2 0 m以下 【上記以外】 ・ 高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 1 / 2 以下
	総表示面積	・ 1 0 0 m ² 以下
	設置個数	・ 1 個/棟
	可変表示式の場合	・ 設置禁止
	その他	・ 和風建築物の棟には掲げない ・ 屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・ 高度地区の上限以下
	1 壁面の設置数	・ 3 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 6 0 m ² 以下かつ壁面の 1 / 3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 2 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 5 m ² 以下
突出広告物	下端高さ	・ 車道上 4. 5 m以上、歩道上 2. 5 m以上
	上端高さ	・ 高度地区の上限以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 2 / 3 以下
	突出幅	・ 道路を上空占有する場合は、壁面から 1 m以下かつ敷地境界から 0. 6 m以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	総表示面積	・ 1 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 1 m ² 以下かつ複数面の合計 2 m ² 以下
広告塔・広告板	上端高さ	・ 鉄骨造 1 5 m以下、木造 1 0 m以下
	表示面積	・ 1 面あたり 2 0 m ² 以下かつ敷地内の合計 5 0 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 上端高さは 1 0 m以下 ・ 1 広告物の表示面積は 1 面あたり 5 m ² 以下かつ複数面の合計 1 0 m ² 以下

③ 田園・住宅地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・ 高度地区の上限以下かつ 1 5 m以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 1 / 2 以下
	総表示面積	・ 2 0 m ² 以下
	設置個数	・ 1 個/棟
	可変表示式の場合	・ 設置禁止
	その他	・ 和風建築物の棟には掲げない ・ 屋根に直接ペンキ等で表示しない
壁面広告物	上端高さ	・ 1 5 m以下
	1 壁面の設置数	・ 2 個以下
	1 壁面の表示面積	・ 3 0 m ² 以下かつ壁面の 1 / 3 以下
	1 広告物の表示面積	・ 1 5 m ² 以下
	可変表示式の場合	・ 設置禁止
	下端高さ	・ 車道上 4. 5 m以上、歩道上 2. 5 m以上
	上端高さ	・ 1 0 m以下
	広告物の高さ	・ 建築物の高さの 1 / 2 以下

突出広告物	突出幅	・道路を上空占有する場合は、壁面から0.8m以下かつ敷地境界から0.4m以下
	1壁面の設置数	・1個以下
	総表示面積	・5㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
広告塔・広告板	上端高さ	・1.0m以下
	表示面積	・1面あたり20㎡以下かつ敷地内の合計30㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止

④ 専用住宅地エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・1.0m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	1壁面の表示面積	・30㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・15㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
突出広告物		・設置禁止
広告塔・広告板	上端高さ	・4m以下
	表示面積	・敷地内の合計10㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止

⑤ 自然風致保全エリア

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・1.0m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	1壁面の表示面積	・30㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・15㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
突出広告物		・設置禁止
広告塔・広告板		・設置禁止

⑥ 大和三山眺望景観保全地区（第1種）

種類	項目	許可基準
屋上広告物		・設置禁止
壁面広告物	上端高さ	・1.0m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	1壁面の表示面積	・30㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・15㎡以下
	可変表示式の場合	・設置禁止
突出広告物		・設置禁止
広告塔・広告板		・設置禁止

⑦ 大和三山眺望景観保全地区（第2種）

種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	・建築物の高さが1.5m以上の場合：高度地区の上限以下 ・建築物の高さが1.5m未満の場合：高度地区の上限以下かつ2.0m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/2以下
	総表示面積	・50㎡以下
	設置個数	・1個/棟
	可変表示式の場合	・設置禁止
	その他	・和風建築物の棟には掲げない ・屋根に直接ペンキ等に表示しない
壁面広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下
	1壁面の設置数	・3個以下
	1壁面の表示面積	・60㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・20㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は5㎡以下
	下端高さ	・車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上

突出広告物	上端高さ	・壁面の上端以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの2/3以下
	突出幅	・道路を上空占用する場合は、壁面から1m以下かつ敷地境界から0.6m以下
	1壁面の設置数	・2個以下
	総表示面積	・10㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は1面あたり1㎡以下かつ複数面の合計2㎡以下
広告塔・広告板	上端高さ	・10m以下
	表示面積	・1面あたり20㎡以下かつ敷地内の合計30㎡以下
	可変表示式の場合	・1広告物の表示面積は1面あたり5㎡以下かつ複数面の合計7.5㎡以下

共通基準

種類	許可基準
塀垣広告物	1 古い土塀には掲げないこと。 2 表示面積は、塀又は垣の立面積の1/3以下で、かつ、20㎡以下であること。 3 高さは、塀又は垣の上端を超えないこと。 4 同一の塀又は垣には、3個以下であること。 5 総表示面積の合計は、60㎡以下であること。 6 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
電柱広告物	1 電柱に突き出す、又は巻き付ける広告物は、それぞれ1個以上取り付けないこと。 2 突出し広告 (1) 大きさは、縦1.2m以下、横0.5m以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、4.5m以上あること。 (3) 道路中心線に向けて取り付けないこと。 3 巻付け広告 (1) 大きさは、縦1.8m以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、1.8m以上あること。 4 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
アーチ広告物	1 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、4.5m以上であること。 2 アーチの上部には公共的な名称のみを表示し、その他の広告物は柱部に掲出するものであること。 3 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
気球広告物	1 気球は直径3m以下、地上からの高さは4.5m以下、係留する綱に架設する広告物は縦1.5m横1.5m以下であること。 2 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないものであること。 3 広告面にネットを用いてあること。 4 風速5m以上のときには掲揚しないこと。 5 気球に補助綱があること。
広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)	1 懸垂幕は、縦10m以下、横1.2m以下であること。 2 横断幕は、縦1.2m以下、横10m以下であること。 3 懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること。 4 旗、のぼり等は、祭典、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商売の慣習として認められている場合に限ること。
立看板	1 大きさは、縦1.8m以下、横0.9m以下であること。 2 脚部の長さは、0.5m以下であること。
はり札	表示面積は、1枚につき、0.5㎡以下であること。
はり紙	1 表示面積は、1枚につき1㎡未満であること。ただし、掲示板等に掲出する場合は、この限りでない。 2 新聞紙に墨書き又は絵具書きしたもの等は、掲出しないこと。

(3) 上乗せ基準

許可地域の一部には、上乗せ基準がある。

景観保全型広告整備地区は、京奈和自動車道、大和高田バイパスの高架部の路端から両側200mの範囲に指定。
二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）、沿道市街地エリア（中和幹線）は、中和幹線の路端から両側10mの範囲にそれぞれ指定。
田園・住宅地エリア（県道橿原神宮東口停車場飛鳥線）、自然風致保全エリア（県道橿原神宮東口停車場飛鳥線）は、
県道橿原神宮東口停車場飛鳥線の路端から両側10mの範囲にそれぞれ指定。

表示又は設置の場所	基準
景観保全型広告整備地区	広告物の上端の高さは10メートル以下であること。 1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 2 屋上広告物又はこれを掲出する物件でないこと 3 壁面広告物又はこれを掲出する物件

二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）	(1) 1つの壁面の表示面積の合計は24㎡かつ壁面の1/3以下であること。 (2) 1つの広告物の表示面積は8㎡以下であること。 4 突出広告物又はこれを掲出する物件は、道路面に突き出さないこと。 5 広告塔若しくは広告板又はこれらを掲出する物件 (1) 敷地内の総表示面積は、24㎡以下であること。 (2) 1つの面の表示面積は、8㎡以下であること。 (3) 上端の高さは、8m以下であること。 6 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
沿道市街地エリア（中和幹線）	1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 2 突出広告物又はこれを掲出する物件は、道路面に突き出さないこと。 3 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件は、広域幹線沿道区域の禁止地域に表示又は設置しないこと。
田園・住宅地エリア（県道樫原神宮東口停車場飛鳥線）	1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 2 屋上広告物又はこれを掲出する物件でないこと 3 壁面広告物又はこれを掲出する物件 (1) 1つの壁面の表示面積の合計は16㎡かつ壁面の1/3以下であること。 (2) 1つの広告物の表示面積は8㎡以下であること。 4 突出広告物又はこれを掲出する物件は、道路面に突き出さないこと。 5 広告塔若しくは広告板又はこれらを掲出する物件 (1) 敷地内の総表示面積は、16㎡以下であること。 (2) 1つの面の表示面積は、8㎡以下であること。 (3) 上端の高さは、8m以下であること。
自然風致保全エリア（県道樫原神宮東口停車場飛鳥線）	1 地色及び地色以外のR・YR・Y系は彩度10以下、その他の色彩は彩度8以下とする。 3 壁面広告物又はこれを掲出する物件 (1) 1つの壁面の表示面積の合計は16㎡かつ壁面の1/3以下であること。 (2) 1つの広告物の表示面積は8㎡以下であること。

2. 適用除外の基準

禁止地域では、適用除外の基準を超えると、屋外広告物の掲出はできない。ただし、自家用広告物は、許可申請により掲出できる場合がある。

許可地域では、適用除外の基準を超えると、許可を受ける必要がある。

地域		種類	適用除外の基準
禁止地域	歴史的風土特別保存地区	道標	・縦30cm、横75cm以下
		自家用広告物	・1㎡以下、屋上広告物、広告塔は設置禁止。 許可申請により5㎡まで表示できる。
		自己管理地広告物	・1㎡以下
	歴史的風土保存区域及び風致地区	道標	・縦40cm、横105cm以下
		自家用広告物	・1㎡以下、屋上広告物、広告塔は設置禁止。 許可申請により7㎡まで表示できる。
		自己管理地広告物	・5㎡以下
	広域幹線沿道区域	道標	・縦80cm、横240cm以下 ・上端高さ4m以下、同一の支柱に縦に2個以上設置する場合は4.8m以下
		自家用広告物	・10㎡以下 ・10㎡を超える場合は許可申請により表示できる。
		自己管理地広告物	・5㎡以下
	上記以外	道標	・縦40cm、横105cm以下
		自家用広告物	・7㎡以下、屋上広告物、広告塔は設置禁止。
		自己管理地広告物	・5㎡以下
許可地域		道標	・縦40cm、横105cm以下
		自家用広告物	・10㎡以下
		自己管理地広告物	・5㎡以下